

「児童発達支援センター」が市役所第二別館にオープン！

～箕面市立病院から移転リニューアルします～

令和 7 年(2025 年)3 月 27 日(木)

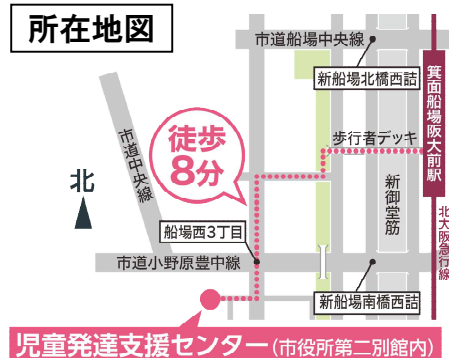
箕面市では、障害のある子どもへのよりよい支援のため、就学前の親子が通園する児童発達支援事業所「あいあい園」を箕面市立病院内で運営し、同病院が実施する障害児リハビリテーションと連携してきました。

このたび、4 月 1 日(火曜日)から市役所第二別館に場所を移し、子どものリハビリテーションを実施する診療所を併設した「箕面市立児童発達支援センター」をオープンします。

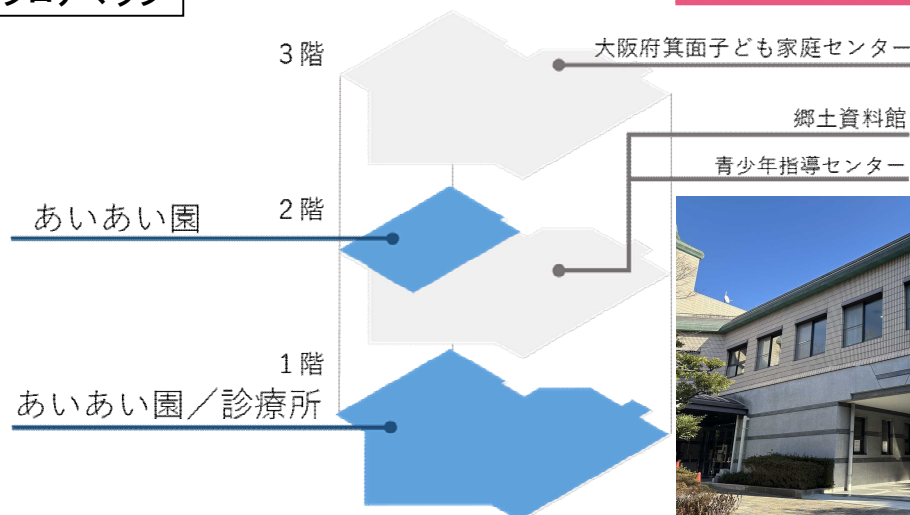
1. 施設概要

- 名 称 箕面市立児童発達支援センター
あいあい園／診療所
- 所 在 地 船場西 3 丁目 8 番 22 号
市役所第二別館内
- 開館日時 平日午前 9 時から午後 5 時

所在地図



フロアマップ



施設外観



2. 児童発達支援センターについて

児童福祉法第 43 条に規定する児童福祉施設で、障害のある又は発達に支援が必要な主に就学前の子どもが、基本的な生活習慣や人とのコミュニケーションの力を身につけるための地域の中核的な支援機関です。

「箕面市立児童発達支援センター あいあい園」では、通園する子どもたちが自分らしく安心して地域で暮らせるよう、専門職員(保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士など)が、保護者と一緒に支援の方法を考えてサポートします。

<箕面市立児童発達支援センター あいあい園の業務>

(1) 児童発達支援事業所の運営

通園する就学前の親子に、日常的な動作の指導や集団生活への適応訓練を実施

(2) 保育所等訪問支援事業所の運営

地域の保育園、幼稚園、認定こども園、障害児通所支援事業所と連携しながら、心理士や療法士などが子どもの所属先を訪問し、必要に応じて助言

(3) 障害児相談支援事業所の運営

相談支援専門員が障害児通所支援など児童福祉サービスの利用に関する相談支援を実施

(4) 発達相談

心理士(公認心理師、臨床心理士)が就学前の子どもの発達など育児上で気になる点や療育に関する相談を受ける窓口

(5) 親子教室

発達上、経過観察が必要な1歳2歳を対象にした教室の開催

3. 診療所(予約制)について

障害のある子どもや発達に支援の必要な子どもの診察とリハビリテーション(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)を行います。

【診療科】小児科、小児リハビリテーション科※

※小児リハビリテーション科は、第1・第3・第4火曜日の午後、第3木曜日の午後のみ診療

【予約方法】

(1) 他院からの紹介状を持っているかた、小学生以上の子ども

診療所受付にて初回診察を予約してください。

電話番号：072-737-4557(診療所受付)

(2) 紹介状のない就学前の子ども

発達相談「ゆう」または子どもすこやか室の保健師へご相談ください。

電話番号：072-727-9522(発達相談「ゆう」、

072-724-6768(子どもすこやか室 保健師)

問い合わせ先

子ども未来創造局 子どもすこやか室

TEL 072-727-9520(直通)